

台東区立図書館に関する意見交換会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区立図書館において、区民や地域等の声を反映した図書館運営を推進するため、台東区立図書館に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 意見交換会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 台東区立図書館のサービスに関する事項
- (2) 台東区立図書館の運営に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認めた事項

(委員の構成)

第3条 意見交換会は、次の各号に掲げる者につき、台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 区民委員 2名以内
- (3) 学校・園関係者代表 2名以内
- (4) 社会教育委員 1名
- (5) 教育委員会事務局次長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。

(委員長等)

第5条 意見交換会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者の中から委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、意見交換会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運 営)

第6条 意見交換会は委員長が招集する。ただし、初回の意見交換会は教育委員会事務局次長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、意見交換会に委員以外の者を出席させることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は公平かつ公正に職務を全うしなければならない。

2 委員、その他の意見交換会の場に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 意見交換会の事務局は中央図書館に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。